

損害額一覧表

原告B関係

	請求額	原告の主張の骨子	被告の認否・反論の骨子	認定額	補足説明
治療費	3,677,172		認める(支払済み)	3,677,172	争いなし
看護料	314,683		認める(支払済み)	314,683	争いなし
入院雑費	49,500		認める(3万6300円支払済み)	49,500	争いなし
通院交通費	206,550		認める(支払済み)	206,550	争いなし
装具器具	61,998		認める(支払済み)	61,998	争いなし
家屋改造費	273,200		認める(支払済み)	273,200	争いなし
休業損害	1,416,663	<p>・被告加入共済の担当者の誤教示があったので、本件事故日から後遺症認定のための診断を受けたH19.11.19までの期間について休業損害が発生する。</p> <p>・以下の①、②の合計が左記金額である(このうち98万0813円が既払いである。)</p> <p>①週2回工務店でアルバイト (計算式)日当7050円×日数148日 =104万3400円</p> <p>②週2回公文講師パート (計算式)本件事故前3か月の月平均収入3万3933円×11か月 =37万3263円</p>	<p>・既払額の98万0813円の限度で認め、その余は否認する。休業損害は症状固定日(H19.7.3)までに限定される。</p> <p>・上記既払額は以下の①、②の合計</p> <p>①日当額については認めるが、日数は退職(H18.10.15)までの欠勤日数23日間+症状固定日までの稼働可能日80日間=103日とすべき (計算式)7050円×103=72万6150円</p> <p>②本件事故前3か月間の収入を稼働日数で割ると1日2828円となる。本件事故日から平成18年12月までの欠勤日数は60日。平成19年1月から6月までの減給分は8万4983円。 (計算式)2828円×60日+8万4983円=25万4663円</p>	980,813	本文記載のとおり
逸失利益	2,324,200		認める	2,324,200	争いなし
入通院慰謝料	2,910,000	入通院期間(入院33日、通院445日の間に実通院日数101日)に対応191万円+慰謝料増額事由(原告Aの主張と同じ項目)100万円	191万円の限度で認める。慰謝料増額事由は争う。	2,578,500	本文記載のとおり
後遺障害慰謝料	1,100,000		認める	1,100,000	争いなし
小計	12,333,966			11,566,616	
既払額	-5,550,716		認める	-5,550,716	争いなし
小計	6,783,250			6,015,900	
弁護士費用	600,000	上記合計の1割弱	争う	600,000	本文記載のとおり
合計元本	7,383,250			6,615,900	